

広告物の基本取扱い方針

【資料5】

(平成24年2月13日)

設置物件	ア. 道路照明灯	イ. 街路灯、アーケード等		ウ. 大阪市役所本庁舎や区役所等
設置物件の種別	道路施設	道路占用物件		建物及びその敷地
		街路灯、アーケード	案内板(住居表示町名街区案内板 等)	
広告料の充当対象	①地域活性化を目的としたイベント等	①地域活性化を目的としたイベント等		①地域活性化を目的としたイベント等
		②当該施設の維持管理費用等	②当該施設の維持管理費用等	
				③その他公共的な取り組み (取扱いは今後検討)
設置対象	・道路照明灯に添加するもの	・現在占用許可を受けている物件へ添加するもの	・国、地方公共団体が占用許可を受けている物件へ添加するもの	・壁面広告、横断幕 等
広告物の形態	・バナー広告	・街路灯 ⇒ バナー広告 等 ・アーケード ⇒ 吊りバトン広告、横断幕 等	・広告掲出可能スペースへのシート張り広告 等	・壁面広告、横断幕 等
申請者 (広告の設置主体)	・地方公共団体 ・地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会等 ・地方公共団体が支援するイベント等の実施主体等	・街路灯、アーケード等の占用許可を受けている者(商店街等)	・案内板の占用許可を受けている者(区役所等)	・地方公共団体 ・地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会等 ・地方公共団体が支援するイベント等の実施主体等
	①の場合で、地方公共団体以外の者が申請者の場合は、大阪市関係部局の副申書(イベントが地域活性化を目的としていること証明するもの)の提出を求める。			同左
設置期間	・イベント等の開催期間 (設置及び撤去に要する期間を含む) ・開催の告知等を目的とするものは、概ね開催の2カ月前から設置可能	・①の場合は、同左 ・②の場合は、街路灯、アーケードの占用許可期間の終期を限度とする期間	・案内板の占用許可期間の終期を限度とする期間	・イベント等の開催期間 (設置及び撤去に要する期間を含む) ・開催の告知等を目的とするものは、概ね開催の2カ月前から設置可能
設置場所及び構造等	・イベント費用に充当するものについては、開催場所と広告物の掲出場所に関連性が認められること。(国及び地方公共団体が主催する広域的なイベントや招致する大会等を除く) ・道路上に突出して設置する場合は、広告物の最下部と路面との距離は、4.5m以上とする。 ・ただし、歩道上は、2.5m以上とする。		・設置場所は案内板の歩道側の面とし、車道側に向けて設置しないこと。 ・広告物は車道又は歩道に突き出して設置しないこと。 ・案内板の効用を妨げないような設置方法とすること。	今後施設ごとに検討する。
	・道路照明灯、街路灯に添加する広告物は、一対までとし、道路上に0.8mを超えて突出さないこと。			
	・景観を損なうものでないこと。 ・美観を損ない、又は公衆に対して危害を与える恐れのない材質・形状とすること。 ・歩行者・運転者に対して、交通上支障を生じさせる恐れのない構造・機能とすること。 ・広告物は動画や音声を用いたものではないこと。 ・反射材式でないこと。 等			
広告物の内容等	・協賛企業名、企業ロゴ、商品そのもの、商品名を表示することができる。ただし、周囲の景観との調和を図ること。 ・複数の広告を掲出する場合には広告間のデザインの調和を図ること。			
	・①の場合は、協賛するイベント名等を、イベント周知バナーという観点から、わかりやすく表示するとともに、広告物の大きさは原則として、表示面積全体の半分を超えないこと。		・広告物は、案内板の本来目的を阻害しない大きさとする。こと。 ・案内板利用者が広告物を案内板の内容と誤認することのないようにすること。 ・広告料が当該案内板の維持管理費用等に充当される旨表示すること。	今後施設ごとに検討する。
		・②の場合は、維持管理費用等に充当される旨表示すること。		
	内容等は、広告物掲出審査基準(別添)による。			
その他	・広告物の設置者に広告物等の管理体制・連絡先の提出を求める。 ・広告料の収支状況及び、広告料が地域活動等に要する費用の一部に充当されていることを確認できる事業報告書をイベント終了後又は、会計年度ごとに提出することを求める。 ・広告物の設置者は、自ら広告料の収支状況等を公開するなど、他の道路利用者・市民の理解が得られるよう配慮すること。 ・広告物の設置者は、道路占用許可、道路使用許可、屋外広告物許可、建築美観誘導の協議、その他必要な許可等を受けること。			
		・街路灯、アーケード等の占用許可が廃止された時は、広告物も占用を廃止する。 ・広告物の掲出を目的とする新たな占用は必要性等を勘案して判断する。	・案内板の占用許可が廃止された時は、広告物も占用を廃止する。 ・広告物の掲出を目的とする新たな占用は必要性を勘案して判断する。	

広告物掲出審査基準

1. 次のいずれかに該当する広告物については、掲出を認めないこととする。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (3) 人権侵害となるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張（意見発表の場とする 等）
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 良好な景観又は風致を害するもの
- (9) 当該広告物の内容について、審査会構成員の所属する組織が推奨しているかのような誤解を与えるもの（「大阪市公認」「大阪市推奨」等）
- (10) 公衆に不快の念又は危害を与えるもの
（不安や不快の念をもたらすものや、暴力・投機をあおる恐れのある表現、人の顔を実物より大きく表示するなど車両運転者への視線誘導の恐れのあるもの 等）
- (11) 社会問題を起こしている業種や事業者を広告するもの
（不祥事を起こした企業等の広告 等）
- (12) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
（暴力・犯罪等を肯定し助長するような表現や残酷な描写、ギャンブル等を肯定するもの、裸体・性について露骨、ひわいな表現 等）
- (13) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）第2条に該当するもの
- (14) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
（誇大な表現、射幸心を著しくあおる表現、誤認させるような表現 等）
- (15) その他、広告として不適当であると審査会が認めるもの

2. 上記のほか、広告物の設置物件・掲出形態・掲出目的等を勘案して、審査案件ごとに基準を設けることができる。